

高齢者のインフルエンザ 予防接種のお知らせ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによっておこり、高齢者がインフルエンザにかかった場合は、気管支炎や肺炎を併発し、重症化や死亡のおそれがあります。武雄市では、今年度より広域化に参加して、県内の予防接種を行なう医療機関であれば、どこでも受けることができるようになりました。ご本人が接種を希望する場合のみ接種を行ないますので、予防接種を希望される方は、インフルエンザ予防接種の効果や副反応などについてよく理解したうえで、接種を受けてください。

インフルエンザ予防接種の受け方

■対象者

接種日当日に次のいずれかに該当される方。

- ① 65歳以上
- ② 60歳以上65歳未満の方で心臓やじん臓、呼吸器に重い病気のある方

■接種期間

平成19年10月1日から
12月31日まで

（医療機関の休みを除く）

■接種方法

県内実施医療機関での個別接種（接種の1週間前までに直接医院に確認のうえ、予約してください。）

■持っていくもの

健康保険証 または
老人医療受給者証

■個人負担金

1200円（生活保護世帯の方は無料です）

接種当日、医院窓口でお支払ください。

■その他

インフルエンザ予診票は、
医院の窓口準備してありますので、
接種前に責任をも
って記入してください。

■問い合わせ先

健康課健康づくり係
電話（23）9135

平成20年4月から 後期高齢者医療制度がスタートします

○老人医療と後期高齢者医療制度との比較

項目	老人保健制度 平成20年3月31日まで	後期高齢者医療制度（新制度） 平成20年4月1日から														
加入する制度	国民健康保険や社会保険、または共済組合などの医療制度に加入しながら「老人保健制度」の適用を受けます。	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度では「佐賀県後期高齢者医療制度」に加入します。 ・武雄市が加入する「佐賀県後期高齢者医療広域連合」が保険者となり、運営していきます。 														
対象者	75歳（一定以上の障害がある方は65歳）以上の人が対象になります。	<ul style="list-style-type: none"> ・変更はありません 														
対象になるとき	75歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が1日の方はその月から）	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳の誕生日当日から 														
健康保険証	被保険者が加入している国民健康保険や社会保険、または共済組合からそれぞれ健康保険証が一人に一枚交付されます。	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者全員に「佐賀県後期高齢者医療制度」独自の健康保険証が一人に一枚交付されます。 														
医療費・介護費が高額になったとき	1ヶ月に支払った医療費の自己負担分が、定められた限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が高額医療費として支給されます。また、介護費用が高額になったときは、介護保険から高額介護保険サービス費が別に支給されます。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の自己負担額と介護保険サービスの自己負担額が合算できるようになります。（高額医療・高額介護合算制度） ※医療費と介護保険サービスの自己負担を合算して下記の限度額を超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されます。医療費のみが高額になった場合は今までと変更ありません。 ●高額介護合算療養費の自己負担限度額（年額） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">後期高齢者医療制度＋介護保険</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般</td> <td>56万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現役並み所得者</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民税 非課税</td> <td>低所得者Ⅱ</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>19万円</td> </tr> </tbody> </table>	後期高齢者医療制度＋介護保険			一般		56万円	現役並み所得者		67万円	市民税 非課税	低所得者Ⅱ	31万円	低所得者Ⅰ	19万円
後期高齢者医療制度＋介護保険																
一般		56万円														
現役並み所得者		67万円														
市民税 非課税	低所得者Ⅱ	31万円														
	低所得者Ⅰ	19万円														
保険料	加入している医療保険に各自が納付します。子どもの社会保険、共済組合などの被扶養者の方は保険料の負担はありません。	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料をすべての人が納付します。 ※子どもの社会保険、共済組合などの被扶養者だった人も保険料を納めます。 ・原則として年金から天引きされます。 ・保険料は、決まり次第皆様にお知らせ致します。 														

